

# 選挙区調査特別委員会 提出資料

## 資料

- |                     |       |   |
|---------------------|-------|---|
| 1. 公職選挙法の一部を改正する法律案 | ..... | 1 |
| 2. 年間活動計画           | ..... | 4 |
| 3. 各会派の意向（3 / 25）   | ..... | 5 |

平成25年6月26日

三重県議会事務局

今回の公選法改正における変更点

(前提) 改正後も、現在の選挙区割りをそのまま維持することも可能。

1 選挙区を定める法規

(現行) 「郡」「市」が選挙区になることを法律で規定。



(改正後) 選挙区割りは、法律のルールに基づき、都道府県の条例で定める。

2 選挙区設定のルール

(1) 「一般市」の区域………現行どおり(変更なし)。

(2) 「町村」の区域………

(現行) ① 郡単位の選挙区設定(合区の際も、郡単位)



② 郡は、配当基数が1以上の場合、合区不可

(改正後) ① 郡の区域にかかわらず、町村単位の選挙区設定(合区の際も、町村単位)

② 町村は、配当基数にかかわらず、隣接市町村と自由に合区可能

(3) 「政令市」の区域………

(現行) 選挙区は、行政区単位。配当基数が1以上の場合、合区不可

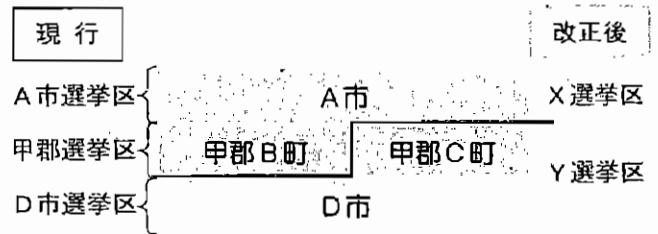


(改正後) 2以上の選挙区を設ければ、配当基数にかかわらず、自由に合区可能

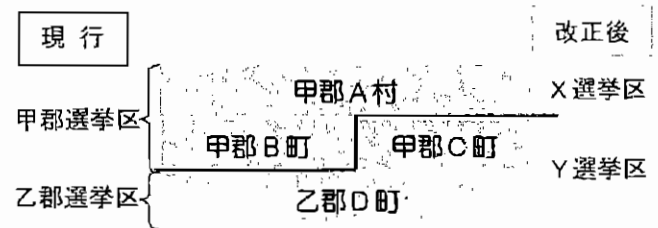
3 具体例(町村関係)

(1) 「郡」の制約の撤廃

(a) **現行**は①A市、②甲郡(B町・C町)、③D市の、3選挙区だったが、**改正後**は、町村単位で合区できるので、右のような区割りも可能に。



(b) **現行**は①甲郡(A村・B町・C町)、②乙郡(D町)、の2選挙区だったが、**改正後**は、町村単位で合区できるので、右のような区割りも可能に。



(2) 「配当基数」の制約の撤廃

**現行**は①甲郡(A村・B町・C町)、②D市の、2選挙区だったが、**改正後**は、町村は配当基数にかかわらず合区できるので、右のような区割りも可能に。



## 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 都道府県の議会の議員の選挙区

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、
  - ①一の市の区域
  - ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
  - ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めること。

(第15条第1項関係)
- 2 1の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数）の半数以上になるようにしなければならないこと。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。こと。

(第15条第2項関係)
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができること。

(第15条第3項関係)
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができること。

(第15条第4項関係)
- 5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。こと。

(第15条第9項関係)

### 第二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年3月1日から施行すること。

(附則第1条関係)
- 2 新法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を

告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によること。

(附則第2条関係)

- 3 第一の1にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができること。

(附則第3条関係)

- 4 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

(附則第4条関係)

- 5 その他所要の規定を整備すること。

公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p>第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。</p> <p>2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。</p> <p>3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。</p> <p>4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。</p>	<p>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p>第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当たりの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。</p> <p>3 第一項の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。</p> <p>4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されていないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。</p>

5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区、以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 [略]

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

10 [略]

（選挙区の選挙期間中の特例）  
第十五条の二 [略]

5 一の郡市の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における第一項から第三項までの規定の適用（前項の規定の適用がある場合を含む。）については、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 [略]  
[新設]

9 [略]

（選挙区の選挙期間中の特例）  
第十五条の二 [略]

2・3 [略]

4 都道府県の議会の議員の選挙の期日の告示がなされた日からその選挙の期日までの間において市町村の区域の変更（都道府県の境界にわたるものを除く。）があつても、当該選挙区は、前条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第二百七十一条 [削る]

昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

2・3 [略]

4 都道府県の議会の議員の選挙の期日の告示がなされた日からその選挙の期日までの間において郡市の区域の変更（都道府県の境界にわたるものを除く。）があつても、当該選挙区は、前条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該選挙については、変更しないものとする。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第二百七十一条 第十五条第一項から第五項まで及び第十五条の第二第三項中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支庁の所管区域とする。

2 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

選挙区調査特別委員会 活動計画書（平成25年1月～）

1 所管調査事項

- ・ 県議会議員の選挙区及び定数について調査する。

2 重点調査項目

3 活動計画表（案）

重点調査項目	平成25年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<調査方法> ○当局から説明聴取 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議 等	特別委員会 設置 (17日)	委員会 (7日) <委員間討議>	委員会 (25日) <委員間討議>	委員会 <委員間討議>	委員会 <委員間討議>	委員会 <委員間討議>	中間案提示	パブリック コメント	委員会 <委員間 討議>	委員会 <委員間 討議>	委員会 <委員間討議>	条例案上程
執行部の主な予定												

4 県内外調査について（案）

(1) 県内調査

(2) 県外調査



**○ 選挙区調査特別委員会（平成25年3月25日）の各会派の意向****（新政みえ）**

- ・公職選挙法については、新法の下で検討すべき
- ・国政選挙において、最高裁の判例等で厳しい動きがあることから、1票の格差を重点的に検討し、できるだけ格差が小さくなるように努力する
- ・1票の格差是正にあたり、議員定数の削減もやむをえない

**（自民みらい）**

- ・公職選挙法については、改正があろうとなかろうと、粛々と検討を継続すべきとの意見もある
- ・定数の削減率の全国的な位置を検討しながらも、1票の格差だけで解決できない部分もあり、定数を削減すれば良いというものでもない
- ・合区対象選挙区の考え方については、地域性や生活圏があることから、数学的な合区制の考え方はなじまず、生活圏を重視する必要があるとの意見もある
- ・最終的には、削減する意見と現状維持の意見があった

**（鷹山）**

- ・地域の広さや基準財政需要額の話し合いもしたが、時代の流れに逆らうことはできない
- ・法に沿った方向で、1票の格差を検討していく
- ・資料にある43人（配当基数整数）をスタートとして考えると1票の格差も少なくなるのではないか

**（公明党）**

- ・1票の格差は是正すべき。原則、人口按分比例に基づくべき。前回の都市部4名削減は人口按分比例に基づかず根拠が違うのでここも含めて是正すべき
- ・一概には言えないが、有権者の選択の機会を与えることが大事で無投票選挙区を少なくする方向性も考えるべき
- ・削減数は特に議論していないが、定数は削減の方向で検討すべき

**（みんなの党）**

- ・現在のところ特に意見はない